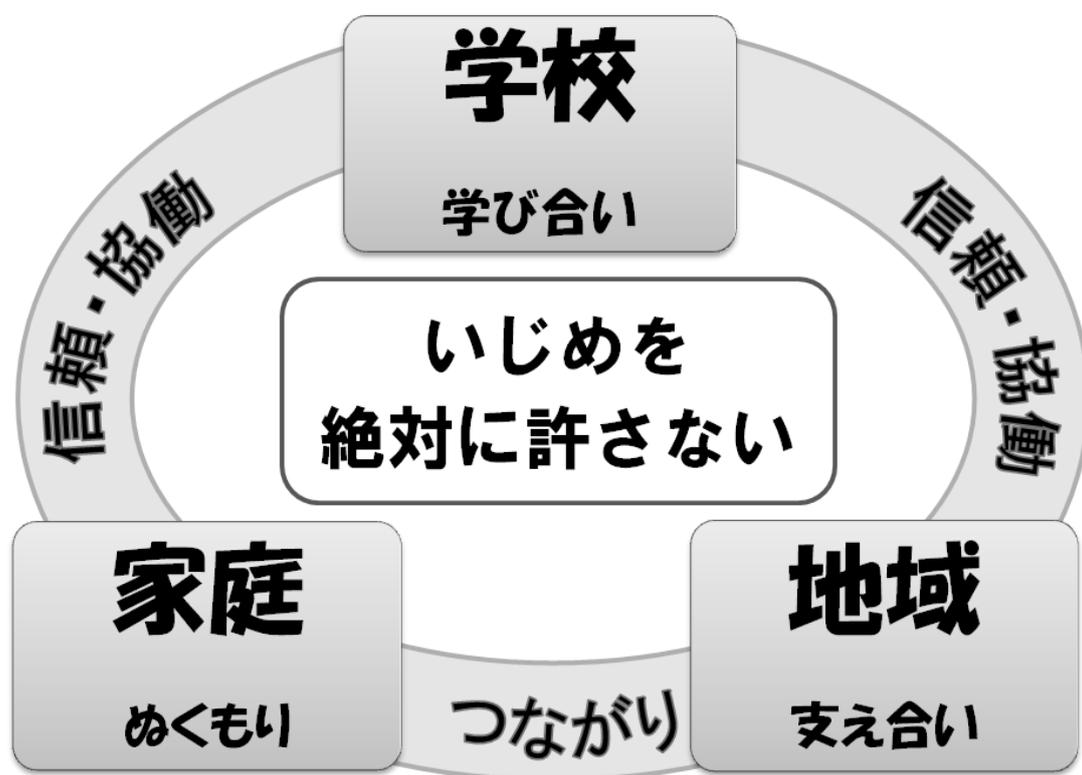


# 宇部市いじめ防止基本方針



平成26年(2014年)3月  
平成29年(2017年)10月改定

宇 部 市

## 目 次

はじめに .....	1
<b>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向</b>	
<b>1 いじめとは</b> .....	2
(1)いじめの定義	
(2)いじめの構造、特徴	
(3)重大事態	
<b>2 いじめの防止等に関する基本的考え方</b> .....	3
(1)市民総がかりによる取組の推進	
(2)対応の視点	
(3)学校における基本姿勢	
<b>第2 いじめの防止等のための対策の内容</b>	
<b>1 いじめの防止等のために市が果たすべき役割</b> .....	5
(1)いじめの防止等に係る施策の推進	
(2)宇部市いじめ問題連絡協議会の設置	
<b>2 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割</b> .....	7
(1)「学校いじめ防止基本方針」の策定	
(2)「いじめ問題対策会議」の設置	
(3)調査委員会の設置	
(4)人権が尊重された学校づくり	
(5)豊かな心を育む教育の推進	
(6)生徒指導・教育相談体制の充実・強化	
<b>第3 いじめの防止等のための具体的な取組</b>	
<b>1 未然防止(いじめの予防)</b> .....	13
(1)生徒指導・教育相談の充実・強化	
(2)学校教育活動を通じた取組	
(3)「いじめ問題対策会議」の取組	
(4)家庭・地域との連携	
<b>2 早期発見(把握しにくいいじめの発見)</b> .....	18
(1)早期発見のための学校がとるべき体制	
(2)いじめの早期発見に向けた具体的な取組	
(3)家庭・地域との連携	
<b>3 早期対応(現に起こっているいじめへの対応)</b> .....	21
(1)管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立	
(2)対応する上での留意点	
(3)インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめへの対応	
(4)教育相談の在り方	
(5)保護者との連携	
(6)地域・関係機関との連携	
<b>4 重大事態への対応</b> (生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応) .....	31
(1)重大事態の判断について	
(2)重大事態への対応	
(3)調査委員会の設置	
(4)自殺の背景調査について	
(5)再調査について	
(6)留意すべき事項	
<b>第4 その他</b> .....	35

## はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなどの著しく人権を侵害する行為につながるおそれがある。このため、いじめの根絶に向けて、市、学校、家庭、地域、関係機関、その他学校教育に携わる関係者が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策に実効的に取り組まなければならない。

学校現場でのいじめの防止等に係る取組については、未然防止の取組が重要であり、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ものであるとの危機意識を常にもち、いじめられている児童生徒の権利利益を最大限擁護し、尊厳を保持していかなければならない。このため、学校教育活動を通し、児童生徒一人ひとりを大切にする教育の推進が何よりも求められており、教職員の資質能力の向上、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備等、これまで以上の意識改革に基づく計画的・継続的な取組が必要である。

また、いじめの未然防止や早期発見、早期対応については、家庭や地域と一体となった取組がますます重要となっており、市内各学校で特色ある取組が進むコミュニティ・スクールやうべ協育ネット、PTAとの連携を一層充実することにより、地域社会とともにある学校として、いじめ等のない心豊かな教育環境づくりを推進することが求められる。

いじめ問題を扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、児童生徒の実態把握やいじめの早期発見に努め、いじめを認知した際には、問題を隠さず、全教職員が一丸となって解消に向けた対応を行うこととし、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめは卑怯な行為である」との毅然とした対応が求められる。

本方針は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」及び「山口県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）」を参酌した上で、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、市、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにするとともに、これまでのいじめ防止対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### 1 いじめとは

#### (1) いじめの定義

法第2条に、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されており、本市においても法が示す定義を基に対応等を行うこととする。

なお、上記の「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいい、宇部市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）の対象とする学校については、宇部市立の小学校及び中学校とする。

また、いじめの判断、認知等については、国の基本方針のいじめの定義に基づき行うこととし、特定の教職員のみによることなく、法第22条に定める「いじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

特に、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条に定める「いじめの防止等の対策のための組織」へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、国の基本方針によれば、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### (2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。

国立教育政策研究所のいじめ追跡調査によると、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）については、小学校4年生から中学校3年生までの6年間

で、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であったとの報告があり、このことから、いじめる児童生徒といじめられる児童生徒は、多くの場合、入れ替わりながら被害も加害も経験していることが分かる。

暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

■ **いじめは「四層構造」となっている。**

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる児童生徒がいて、同時にその周囲にはいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている児童生徒が孤立していることが多く見受けられる。

いじめを受けている児童生徒から見れば、周りではやし立てる児童生徒（観衆）も見て見ぬふりをする児童生徒（傍観者）も「いじめている人」に見えるものである。こうした四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、観衆や傍観者がいじめを止めたり、仲裁したりするなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成するとともに、いじめを自らの問題として捉え、正しく対応できる力が育まれるようにすることが大切である。

**いじめの「四層構造」**

いじめられている者（被害者）		
いじめている者（加害者）		
周りではやし立てる者（観衆）		
見て見ぬふりをする者（傍観者）		

**(3) 重大事態**

法第28条により、重大事態とは「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と規定されており、これを踏まえて、法が示す対応を行うこととする。また、国の基本方針に基づき、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときも、報告・調査等に当たることとする。

**2 いじめの防止等に関する基本的考え方**

**(1) 市民総がかりによる取組の推進**

学校におけるいじめ問題の対応は、児童生徒一人ひとりの基本的人権を護り、豊かな学びを保障するだけでなく、市民一人ひとりの人権が尊重されるいじめ等のない心豊かな社会づくりに寄与するものであり、いじめの根絶に向けた取組を、市、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、さらに加速させる必要がある。

## (2) 対応の視点

いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- 未然防止（いじめの予防）
- 早期発見（把握しにくいいじめの発見）
- 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）
- 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

## (3) 学校における基本姿勢

いじめは人権問題であるとの認識の下、「宇部市人権教育・啓発推進指針」が示す、人はすべて自由（じゆう）にして、平等（びょうどう）であり、一人ひとりがかげがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという「人間尊重」を基本的な考え方とし、一人ひとりを大切にする人権尊重を土台とした学校づくりを進めていくことが重要である。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。学校教育においては、「いじめは、人間として絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組が重要であり、人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。

また、いじめは四層構造にも示されているように、構造的にいじめ行為が見えにくい一面があることから、児童生徒の些細な変容について、日常的に関係教職員で情報共有を図り、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めることが重要である。

一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、児童生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。また、解消後もきめ細かく見守りを行うなど、継続支援が必要である。

## **第2 いじめの防止等のための対策の内容**

### **1 いじめの防止等のために市が果たすべき役割**

#### **(1) いじめ防止等に係る施策の推進**

##### **■ いじめの防止等の施策推進のための人材の育成と確保**

生徒指導は、全ての教職員が、全ての児童生徒を対象に、全ての教育活動を通して行うものであり、開発的・予防的な視点に立ち、児童生徒にしっかり寄り添い、きめ細かな支援ができる人材の育成と確保に努める。

また、校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中核として、迅速・的確かつ組織的な対応ができるよう、生徒指導・教育相談体制の充実・強化を図るとともに、幅広く外部専門家の協力を得られる体制の拡充を図る。

##### **■ 教職員の資質能力向上に向けた研修等の充実**

教職員がいじめ問題に適切に対応できるよう、問題行動等対応マニュアルの活用促進及びやまぐち総合教育支援センター等の関係教育機関と連携し、教職員研修の充実を図る。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家と連携し、教職員のカウンセリング能力の向上や関係機関と連携した取組の事例検討等、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。

また、幼保・小連携や小・中連携など、異校種間の連携を推進するため、合同研修会などを積極的に開催し、豊かな心の育成などに努める。

##### **■ インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめ(以下、「インターネット上のいじめ」という。)への対応**

ネット上の不適切な書き込み等の防止、発見、対応等について、児童生徒を対象とした情報モラル教育を充実させるとともに、保護者等を対象とした情報モラル研修会を開催し、啓発を図ることに加え、宇部市教育委員会が委嘱しているネット問題スーパーバイザー等から、各校が指導助言等を得ることのできる体制の更なる充実を図る。

##### **■ 学校評価、教員評価の取組の推進**

教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的または必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

##### **■ 調査委員会等の設置**

学校だけでは対応困難な重大事態が発生した場合、教育委員会は、弁護士、医師、臨床心理士、その他の関係者等から構成される宇部市いじめ問題調査委員会(以下、「調査委員会」という。)を設置する。調査委員会は、中立的な立場から調査を行うこととする。

調査委員会による調査結果について、市長が、再調査が必要と認めた場合は、弁護士、医師、臨床心理士、その他の関係者等から構成される宇部市いじめ問題検証委員会（以下、「検証委員会」という。）を設置し、その調査結果について再調査を行うこととする。

#### ■ いじめに関する調査研究等の実施

いじめの認知件数等の定期的な調査、学校訪問等による現状把握、いじめ防止・根絶強調月間における学校の取組や児童生徒の主体的な活動等について、市内の状況を把握し、施策等に反映させる。

また、学校における未然防止、早期発見、事案対処に係る実効性のある取組について、周知を図り、市内全域での取組の活性化を図る。

#### ■ 相談窓口の周知・徹底

より多くの児童生徒・保護者の悩みや苦しみ等の相談を受け止めることができるよう、スクールカウンセラーの派遣等により、学校の教育相談体制の充実を支援するほか、「ほっとライン宇部」を始め、学校安心支援室、特別支援教育推進室、家庭児童相談室等の相談窓口の周知を促進するとともに、各相談窓口を所管する関係機関等との連携の下、適切に対応できる体制を充実・強化する。

#### ■ いじめ防止等の財政上の措置

いじめ防止等に係る施策推進のため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

#### ■ その他、宇部市として重点を置く取組

学校を通じ、全小・中学校一斉に、児童生徒及びその保護者を対象とする持ち帰り方式のアンケートを実施する等、隠れたいじめを早期に発見するための取組を推進する。

学校において、いじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力などあらゆる暴力から子ども自身が自分の身を守るためのCAP(キャップ)プログラムによる講習を実施するよう促進する。

また、開かれた学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールを積極的に推進するとともに、宇部市PTA連合会との連携を充実させる。

教育委員会は、学校における諸問題を情報共有するとともに、学校だけでは対応困難な問題が発生した場合には、学校と連絡を密にし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有する職員を派遣するなどにより、問題の早期解決を図る。また、生徒指導加配教員の配置を含む、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図ることで、教職員が子どもと向き合う時間を確保する。

さらに、教育相談担当者連絡会議や学級づくりセミナーの開催、校内研修にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを講師として派遣するなど、教職員の相談対応能力や校内体制の充実を促進する。

## (2) 宇部市いじめ問題連絡協議会の設置

山口地方法務局宇部支局、山口県宇部警察署、山口県宇部児童相談所、山口県臨床心理士会、山口県社会福祉士会、宇部市医師会、宇部市PTA連合会、宇部市校区ふれあい運動推進員会連絡協議会、宇部市中学校長会、宇部市小学校長会、市長部局関係課、市教委関係課で構成する協議会を設置する。この協議会は、特に必要があると認めるときは、委員等以外の者に会議への出席を求めることができるとしており、必要に応じ、弁護士、その他のいじめの防止等に関係する機関・団体等からの出席を要請する。

協議会は、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関及び団体の更なる連携を強化する。また、いじめ防止等の取組が、より実効性のあるものになるよう、取組内容等について協議する。

また、協議会は、調査委員会及び検証委員会との連携の下、それぞれの委員会が調査審議した重大事態と同種の事態の発生を防止するために、調査委員会または検証委員会が必要と認めた事項への対応等について協議する。

### ◎宇部市いじめ問題連絡協議会の構成

国	山口地方法務局宇部支局総務課
山口県	山口県宇部警察署生活安全課
	山口県宇部児童相談所
いじめの防止等に関する団体	山口県臨床心理士会
	山口県社会福祉士会
	宇部市医師会
	宇部市PTA連合会
	宇部市校区ふれあい運動推進員会連絡協議会
学校	宇部市中学校長会
	宇部市小学校長会
宇部市	宇部市市民環境部人権・男女共同参画推進課
	宇部市健康福祉部こども福祉課
	宇部市健康福祉部家庭児童相談室
事務局	宇部市教育委員会（学校安心支援室・学校教育課・特別支援教育推進室・人権教育課）

## 2 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校においては、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針」を策定し、周知を図ることとする。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応になる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者の成長につながる。

学校いじめ防止基本方針は、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の各取組を実効的に行うため、学校の生徒指導体制や教育相談体制、校内研修について定めるとともに、年間計画に基づき、家庭や地域とも連携した具体的な対策を盛り込んだいじめ対策全体に関わる内容であることが必要である。

その中核的な内容として、以下を参考にし、学校の実情に応じて取り組む。

#### ■「学校いじめ防止プログラム」の策定等

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

#### ■「早期発見・早期対応のマニュアル」の策定等

アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定め（「早期発見・早期対応のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時にいじめ問題対策会議の取組による未然防止、早期発見及び早期対応の行動計画となるよう、早期対応に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載する。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ問題対策会議を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込む。

#### ■学校評価の評価項目への位置付け

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・早期対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取

組の改善を図る。

## ■ 保護者、地域社会、関係機関等との連携

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定める。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## (2) いじめ問題対策会議の設置

各学校においては、校長をリーダー、教頭をサブリーダーとするいじめ問題対策会議を設置し、学校基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、P D C Aサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図ることとする。

当該組織は管理職を含む組織的対策の中核となる複数の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）、その他、各学校が必要と認める関係者により構成する。

また、関係者からの助言を得ながら機動的に運用できるよう、例えば構成員全体の会議と、その下の実働的な部会に役割分担をしておくなど、学校の実情に応じて工夫することが求められる。

いじめ問題対策会議は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

### 【未然防止】

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

### 【早期発見・早期対応】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・早期対応のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

などが想定される。

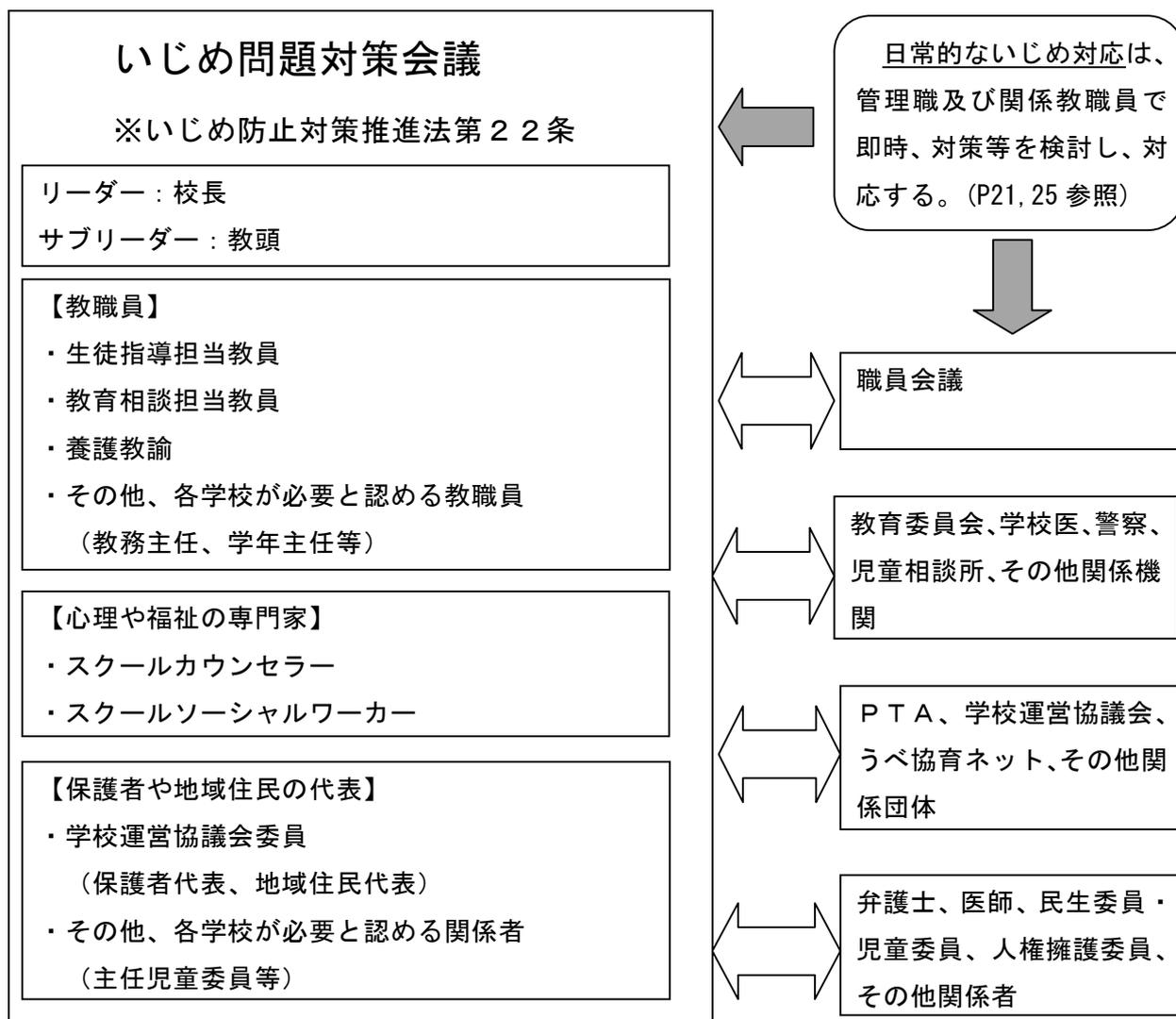
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、いじめ問題対策会議は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際にいじめ問題対策会議の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、いじめ問題対策会議は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒がいじめ問題対策会議の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

いじめ問題対策会議は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

いじめ問題対策会議は、いじめの未然防止・早期発見の実効性を高めるとともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながりや同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、いじめ問題対策会議がこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校いじめ対策の企画立案、早期対応等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験できるようにするなど、未然防止・早期発見・早期対応の実効性を高めるため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

## ◎宇部市立の小・中学校における「いじめ問題対策会議」



### (3) 調査委員会の設置

宇部市立の小学校及び中学校において重大事態が発生した場合は、学校は、「いじめ問題対策会議」を母体に調査委員会を設置し、調査を行うこととする。

### (4) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、人権教育に取り組むことが重要である。

### (5) 豊かな心を育む教育の推進

#### ■ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

児童生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる

力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して児童生徒が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道德教育を充実させることが重要である。

#### ■ 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、児童生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。

そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」等について、児童生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組が必要である。

#### ■ 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃や福祉施設等でのボランティア、ふれあい体験など、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組を充実させることが重要である。

#### ■ いじめ防止・根絶強調月間の取組

毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付け、各校におけるいじめ防止・根絶に向けた取組を推進するため、取組状況の点検・評価、児童会・生徒会等による主体的な活動の充実を図ることとする。

### (6) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

#### ■ 小中連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、小中での情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、小中連携の一層の促進に努めることとする。

#### ■ 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家との連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図ることとする。

#### ■ 教職員が児童生徒と向き合うことのできる体制の整備

教職員が児童生徒としっかり向き合うことができるよう業務改善を推進し、一人ひとりに寄り添ったきめ細かい対応を行う。

### 第3 いじめの防止等のための具体的な取組

#### 1 未然防止（いじめの予防）

##### (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化

いじめ問題を根本的に解消するためには、児童生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。そのためには、日常から教職員間で児童生徒について自由に話し合えるような人間関係を構築することが必要である。

##### ■ 教職員の資質能力の向上

- ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

##### ■ いじめ対策に係る生徒指導部会等のもち方

- ・ 問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめ問題に対する取組等の評価・検証・改善を図る場とする。
- ・ 各分掌・各学年と連携を図りながら、定期的（週1回程度）に開催することが重要である。
- ・ 話し合われたことが、速やかに全教職員に報告され、情報共有が図られることが大切である。

##### ■ 教育相談体制の充実

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等によりすべての児童生徒が相談しやすい体制づくりを進めることが大切である。

##### ■ 児童生徒の行動観察

- ・ 給食（昼食）時、休み時間、清掃活動、部活動等、できるだけ児童生徒とのふれあいの機会を増やし、児童生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

##### ■ 児童生徒理解

- ・ 日記・生活ノート等、生活アンケート、相談カード、「Fit」等客観テストを通して、児童生徒理解に努める。

##### ■ 家庭・地域との連携

- ・ PTAや学校支援ボランティアなど、家庭・地域と連携することや、コミュニティ・スクールを積極的に推進し、一層、開かれた学校づくりを推進することにより、いじめの未然防止を図る。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見ていたり、はやしたてたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。

○発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の

意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- 東日本大震災等の災害により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが重要である。

## (2) 学校の教育活動を通じた取組

いじめを防止するためには、児童生徒が学校の全教育活動を通して、豊かな感性を育み、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重できるようになることが大切である。

また、多様な体験活動を通して、コミュニケーション能力や人間関係調整力等を育成し、児童生徒一人ひとりが、安心して楽しく学ぶことができる環境づくりが重要である。

### ■ 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 授業に対する教員の心構え

児童生徒にとって学校生活の大半は教科等の学習であることから、児童生徒同士はもとより、教員との信頼関係を基盤として、教育効果を高めていくことが大切である。

- ・ 「学び合い」のある授業づくり

「学び合い」のある授業は、「学ぶ値打ちのある課題」を媒介として、子ども同士が学び合い、育ち合う授業である。対話を大切にする「学び合い」のある授業では、教員が子どもの発言をよく聴くことにより、どの子どもも自分の言葉で語り、お互いに聴き合うことを大切にするようになる。子ども同士がつながることができれば、教室や学校内に信頼関係が築かれ、いじめは減少し、どの子どもたちにとっても、教室が居心地の良い学びの場になる。

## ■ 道徳教育

- ・ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育む場として  
道徳科の授業では、「公平・公正」「思いやり」「生命尊重」「畏敬の念」などの内容項目で「いじめ問題」を扱うことができるが、児童生徒の心を揺さぶる授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援することが大切である。
- ・ 道徳教育を中核とした心の教育の推進  
学校の特色や課題に即した道徳教育を展開し、道徳教育推進教師を中心とした学校の組織的な取組を推進するとともに、子どもたちが、人や社会、自然などとの豊かなかかわりの中で、様々な経験を通してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うために、読書活動、体験活動及び社会参加活動等に積極的に取り組む必要がある。

## ■ 人権教育

- ・ 人権感覚の育成  
「いじめ」が起因する人権侵害にかかる具体的な教材を活用し、「一人ひとりの存在を認め合い、お互いに個性を尊重し、人権を尊重した言動ができる」人権感覚を育成することが重要である。
- ・ 自己表現できる力やコミュニケーション能力の育成  
年齢、立場、生き方など自分と異なる様々な人との出会いや体験の場を設定し、自己表現できる力やコミュニケーション能力の育成を図る。
- ・ 「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用  
「いじめ」が背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえて、「人権尊重」や「生命に対する畏敬の念」等について学ぶ、「命を考える授業」の設定や「命の尊さ」に係る教材の活用を図る。

## ■ 特別活動等

- ・ 児童生徒の主体的な取組の充実  
学級活動をはじめ、学校行事、児童会・生徒会活動及びクラブ活動、部活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、児童生徒がこれまで以上に主体的に取り組めるような場の設定が重要である。児童生徒が自分たちで企画したことに意欲的に取り組む過程で、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができる。こうした体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団の規範が生まれてくる。また、いじめの防止・解決に向け、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。  
指導に当たっては、発達の段階に応じて、いじめは重大な人権侵害に当た

り、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないことや、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

子ども同士の間関係によるトラブルについて、それが小さいうちは、自分たちの力で解決できるような力を身につけるように支援することも、いじめの防止等を進めるうえで重要である。

- ・ 集団活動及び体験活動の推進

他者の思いを大切にすることなどの思いやりの心を醸成するためには、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等が重要である。

各学校では、各教科・領域等において、様々な体験ができる活動を行っている。子どもたちの「学び」を豊かなものにし、豊かな成長を支えるためにも、様々な体験活動を充実させる必要がある。特に自然に触れ、集団で行動し、豊かな体験活動を経験できる集団宿泊活動の取組を進め、子どもたちの心と体の成長を促進する。

なお、集団宿泊活動の取組を進めるにあたっては、小学校低学年のうちから、人間関係や生活体験を豊かなものにするための体験を積み重ね、集団宿泊活動の実施に備えることが大切である。

また、集団活動が苦手な児童生徒に対しては、人と上手く関わられるようなコミュニケーション能力を育むことができるよう配慮するとともに、周りの児童生徒が、集団活動が苦手な児童生徒の特性を理解し、暖かく受け入れることができるような集団づくりを行う必要がある。

- ・ CAP(キャップ)プログラムによる講習の開催

CAPプログラムとは、いじめ、痴漢、誘拐、虐待、性暴力などあらゆる暴力から子ども自身が自分の身を守るために何ができるかを、子どもや教職員、保護者、地域の大人に伝える教育プログラムである。学校の状況等に応じ、子どもたちが安心安全に過ごすことができるよう支援するため、CAPプログラムによる講習を開催する。

- ・ 自殺予防教育の導入

昨今、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、児童生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、児童生徒が自ら命の危機を乗り越える力、児童生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身につける「自殺予防教育」について、今後、国の動向を踏まえながら、学校現場への導入を考えていくことも必要である。

- ・ 部活動での好ましい人間関係づくり

中学生にとって、自主性を重んじ、同好の生徒によって行われる部活動は、

生徒同士が互いに協力し合って友情を深め、好ましい人間関係を育むなど、教育的な価値も大きい。このため、顧問教員等の指導の下、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じて、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、課題を解決するなどの社会的な自己指導能力の育成を図ることが大切である。

- ・ いじめ撲滅に関する宣言の活用

平成25年12月に各学校で制定した「いじめ撲滅に関する宣言」を、学期の当初や「いじめ防止・根絶強調月間」に唱和するとともに宣言の内容を実践していく取組を行う。

- ・ いじめを考えるキャンペーン「100万人の行動宣言」への参加

児童生徒一人ひとりが、いじめを減らすためにできることを考える機会となるNHK主催「いじめを考えるキャンペーン『100万人の行動宣言』」に取り組む。

### (3) 「いじめ問題対策会議」の取組

「いじめ問題対策会議」には、各学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルにより、学校基本方針の策定や見直し、いじめの未然防止の取組が計画通り進んでいるかどうか確認するなど、評価・検証していくことが求められる。このため、「いじめ問題対策会議」のリーダーである校長に児童生徒の様子等（観察による見取り、生活アンケート結果等）の情報が日常的に集約され、素早く全教職員へ情報共有が図られる体制づくりが必須かつ前提となる。また、学校における様々な取組をいじめの未然防止の視点から捉え直し、主体的かつ機動的な組織として位置付けることが重要となる。

### (4) 家庭・地域との連携

いじめ問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域・関係機関等と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要である。現在、市では特色あるコミュニティ・スクールやうべ協育ネットの取組を積極的に推進しており、これらの取組を活かしながら、さらに学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTAや地域の関係団体とともに協議する機会を増やし、情報交換や協力要請を行うことが必要である。

また、家庭・地域から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、学校が誠意のある対応を行うことが必要である。

#### ■ 保護者との連携

日頃から、いじめ問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組むことが必要である。

**大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。**

保護者からの訴えから認知されるケースも含め、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めてい

くことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努めることが重要である。

また、仮入学やPTA総会等のさまざまな機会をとらえ、いじめの定義や学校のいじめ防止基本方針等について、保護者に対して周知する。

#### 学校と保護者の信頼関係づくりのポイント

- 保護者の不安や苦しみに心から耳を傾ける。
- 保護者の子どもへの思いを共感的に理解する。
- 保護者の願いを誠意をもって聴く。
- 保護者とともに児童生徒を見守りながら歩む姿勢を示す。
- 保護者は子どもを守り、子どもの成長に携わる主体者であるという認識に立つ。

#### ■ 地域との連携

学校は、地域にも児童生徒の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組む必要がある。

##### ・ 地域の環境づくり

PTAはもとより、学校運営協議会、各校区のふれあい運動推進委員会等の関係団体、少年安全サポーターや宇部警察署等と、いじめについて協議する機会を増やし、いじめ問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組むこととする。

コミュニティ・スクールやうべ協育ネットの取組を活かしながら、授業参加や学校活動のほか、登下校時、放課後、休日、長期休業中等の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを活用する。

##### ・ 子どもの活動への支援

子どもたちが、子ども会や自治会等の既存の地域活動に積極的に参加できるよう、十分に配慮する。

#### ■ 日常の取組の情報発信

学校施設の積極的な開放を行うなど、開かれた学校づくりに一層努め、日常の学校生活の状況等を学校だより等により、家庭・地域に情報発信することが大切である。

## 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

### (1) 早期発見のための学校がとるべき体制

いじめは、外から見えにくいことが多く、管理職のリーダーシップの下、全教職員が連携・協力して指導を行うことが重要である。また、全教職員がいじめに気づく感性を磨くことが大切である。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びい

じめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

#### ■ 複数教職員での指導の取組・体制づくり

- ・ 学級担任だけでなく、副担任、教科担当教員、養護教諭、部活動顧問等との連携を密にする。
- ・ 全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童生徒の様子をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 全小・中学校一斉の持ち帰り方式の「いじめアンケート」、「週1アンケート」、学校評価に係る児童生徒・保護者アンケート等により、児童生徒、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ 「週1アンケート」については、随時、回答しやすいよう工夫・改善を検討し、無記名式も採用するなどの見直しを図る。
- ・ 全校体制での校内組織のもと、児童生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で共有を図る。

#### ■ 教育相談担当教員・養護教諭の役割

- ・ 教育相談担当教員・養護教諭を「いじめ問題対策会議」に加えるなど、校務分掌上、適切に位置付け、スクールカウンセラー等の専門家と緊密な連携を図る。

#### ■ 「いじめ問題対策会議」の設置・役割

- ・ 「いじめ問題対策会議」は、学校が組織的にいじめ問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担うものである。
- ・ 「いじめ問題対策会議」については、いじめ防止等について実効的に対応できる組織とすることが重要である。

## (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

児童生徒や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている児童生徒を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておくことが大切である。

児童生徒との信頼関係に基づき、正義感、倫理観、思いやりの心等、学校の教育活動全体を通して、心の教育を推進し、指導の徹底を図ることが重要である。

#### ■ いじめられている児童生徒のサインを見逃さないための取組

- ・ 誰にも相談できない児童生徒がいるのではないかとの認識の下、日常の観察、全小・中学校一斉の持ち帰り方式の「いじめアンケート」、「週1アンケート」や「Fit」等客観テストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童生徒が発するサインを鋭くキャッチする。

**特に、仲間内での言動に留意する。**

- ・ 児童生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。

#### ■ 特別な支援が必要な児童生徒への対応

- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒や、発達障害のある児童生徒に対して、全ての教職員がその特性を理解しつつ、見守る活動を行う。

#### ■ 信頼関係に基づいた教育相談活動

- ・ 教育相談室等で他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気ですら相談できるように努める。
- ・ 必要に応じて、悩みの解消の仕方等について、スクールカウンセラーのコンサルテーションを受けるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行う。
- ・ 児童生徒に信頼感や安心感を抱かせるために、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。

#### ■ ふれあいの時間を増やす工夫

- ・ 1日の時程表を見直すなどして、児童生徒とのふれあいの時間を確保する。
- ・ 休み時間の見守りや昼食（給食）時の指導等は、複数教職員で連携して行う。

#### ■ 研修の充実

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ネット問題スーパーバイザー等と連携しながら、いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を作り、組織的・計画的な研修を行う。

#### ■ 相談窓口の周知

- ・ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている児童生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。
- ・ いじめは、学校の内外を問わず起こる可能性があることから、学童保育やスポーツ少年団、地域にある商店、コンビニエンスストア等にも、広く相談機関を周知する。

### (3) 家庭・地域との連携

学校評価結果の公表等、積極的な情報発信、学校運営協議会等の取組を進める中で、開かれた学校づくりを推進する。また、コミュニティ・スクールやうべ協育ネットの特色ある取組を活かし、定期的に学校公開日（週間）を設けたり、学校支援ボランティアと協働するなど、地域と連携・協力しながら児童生徒を共に育てるという意識を高める。また、学校行事等においては、開催日時や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫することも重要である。

#### ■ 家庭との連携

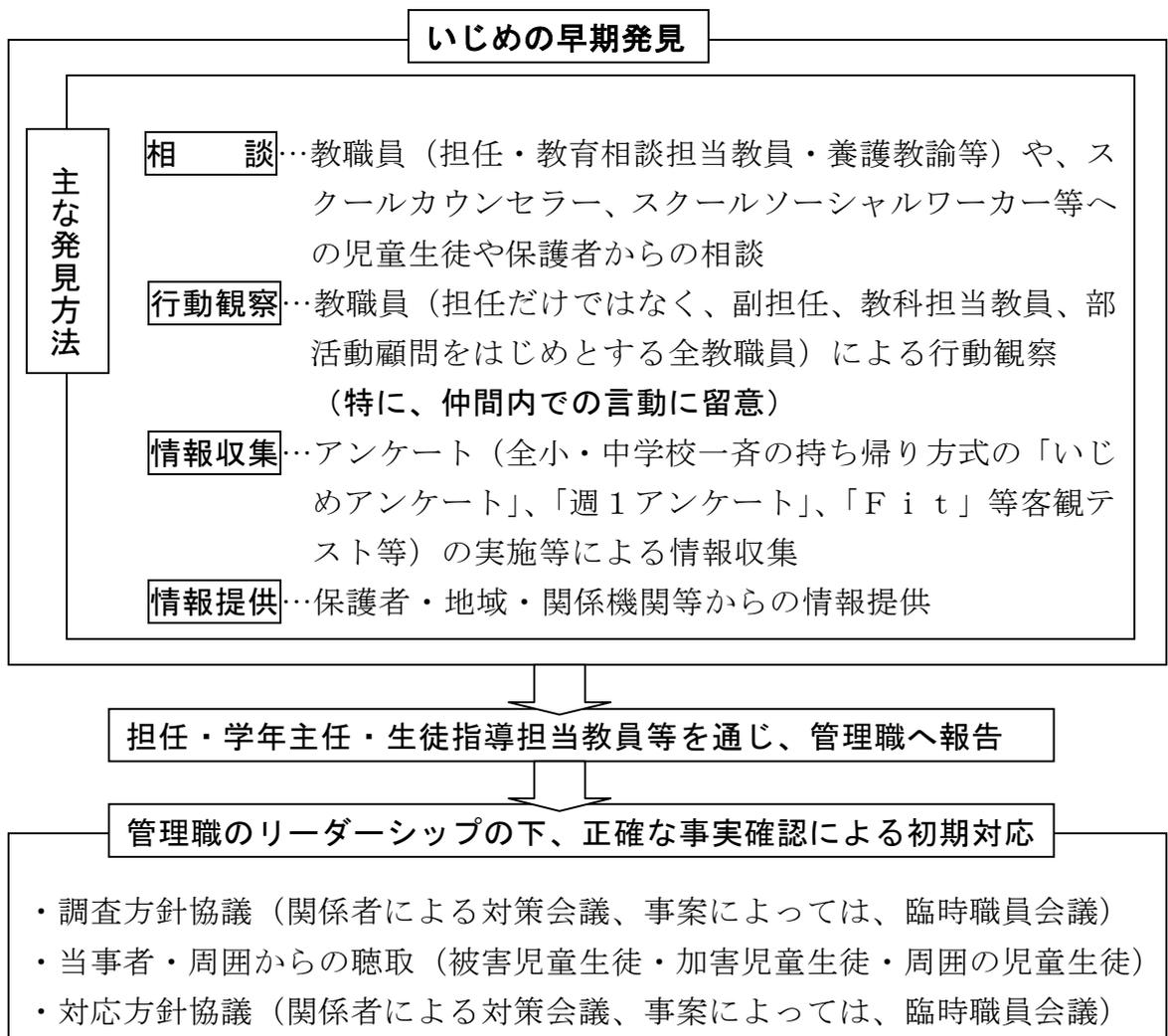
- ・ 学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
- ・ 懇談会の内容等が、学校からの一方的な伝達、依頼とならないよう工夫する。

- 定期的な学校だよりの発行、電子メールを活用した情報発信等に努め、学校に対して理解と愛着が深まる取組を推進する。

#### ■ 地域との連携

- 地域にある商店やコンビニエンスストア、自動販売機の周辺、ゲームセンター等、児童生徒がよく立ち寄る場所を各校区のふれあい運動推進員会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
- 種々の地域活動において、学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
- 地域行事や各種の催事などに、児童生徒の積極的な参加を促す。

### ◎いじめの早期発見と初期対応までの流れ



## 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

### (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

現に起こっているいじめに対応するには、いじめの全容解明が必須である。また、正確な事実確認による初期対応が重要である。そのため、校長のリーダーシップの下、迅速・的確かつ組織的に対応すべく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワ

ーカーとも連携し、早期解決に資する取組をより実効的に行う必要がある。

また、必要に応じて、弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携も検討する。

### ■ いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例

いじめは、教職員が一人で事案を抱え込むことなく、速やかに、担任、学年主任、生徒指導担当教員等を通じ、いじめに係る情報を管理職に報告するとともに、学校として情報の共有を基に、校長のリーダーシップの下、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していくことが重要となる。

#### 特定の教職員が事案を抱え込まずに、学校として組織的に対応する。

- ・ 事実関係の確認…いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取り等により、状況等の詳細を把握する。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した児童生徒などについて明確にし、5W1Hに留意して、記録する。  
※ 5W1H…when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ、how：どのように
- ・ 今後の対応等の協議…把握した事実を基に、管理職を含めた協議の場を設定する。（状況に応じて、臨時職員会議の開催）
- ・ いじめられている児童生徒への対応…いじめられている児童生徒が相談しやすい教職員が担当する。
- ・ いじめている児童生徒への対応…複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
- ・ 周りの児童生徒（観衆、傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
- ・ いじめられている児童生徒の保護者への対応…担任が主に担当するが、必要に応じて、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が誠意をもって対応する。
- ・ いじめている児童生徒の保護者への対応…面談の目的・役割分担・対応の実際等を事前に協議した上で、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が対応する。
- ・ PTA等への働きかけ…管理職が担当する。
- ・ 教育委員会、関係諸機関との連携…管理職、生徒指導主任等が担当する。連携に当たっては、担当者同士の日常的な交流を基本としながら、いじめを認知した際には、できるだけ早期に、想定される支援を要請しておく。

## (2) 対応する上での留意点

### ■ いじめられている児童生徒及び保護者への対応

- ・ 「絶対に守り通す」との姿勢を示し、いじめられている児童生徒のこれまでの心の痛みや不安感等、誰にも言えずに悲しかったり、苦しかったりした気持ちを共感的に理解するとともに、全教職員で支え・守り、解決することを約束する。

- ・ 本人及び保護者の要望等を聴き取りながら、学校生活のいろいろな場面で、支え、励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- ・ 「いじめに負けるな」「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信を失わせる可能性があるため、避けなければならない。
- ・ いじめの事実を認知後、直ちに状況を整理し、できる限り早期に保護者に正確に伝えることが大切である。また、家庭訪問の了解を取った上で、学級担任と管理職等複数で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、状況説明、今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

#### ■ いじめている児童生徒・保護者への対応

- ・ いじめは集団で行われることが多いため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの児童生徒（観衆・傍観者）からも詳しく事情を聴き、事実関係をできる限り正確に把握する。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
- ・ 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に及んだのかという背景について、本人の話を十分に聞き、心情をくみ取るとともに、いじめた児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係をはぐくむことができるよう成長を促す。
- ・ いじめの状況に応じては、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室での指導等、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・ 保護者への対応については、担任、生徒指導主任、管理職等複数の教職員が面談することとし、当該児童生徒への指導・支援の在り方を共に考え、今後の学校生活における人間関係の再構築に向けて、謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。

#### ■ 周りの児童生徒（観衆・傍観者）への対応

- ・ 周りではやし立てる観衆や見て見ぬふりをする傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになる。
- ・ 観衆や傍観者の立場の児童生徒への指導は、いじめられている児童生徒がいじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを感じとらせることが大切である。
- ・ いじめをおもしろがってはやし立てたり、見て見ぬふりしたりすることは、「いじめをすることと同じである」「絶対に許されないことである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努

める。

- ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に相談するように働きかけていく。いじめを報告してきた児童生徒があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童生徒が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮が必要である。

#### ■ 臨時保護者会の開催

必要に応じて、臨時の保護者会を開催するなど、当該いじめ行為の概要や対応方法等の説明、根絶に向けた協力依頼等を行う。

### (3) いじめに対する措置

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、それらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

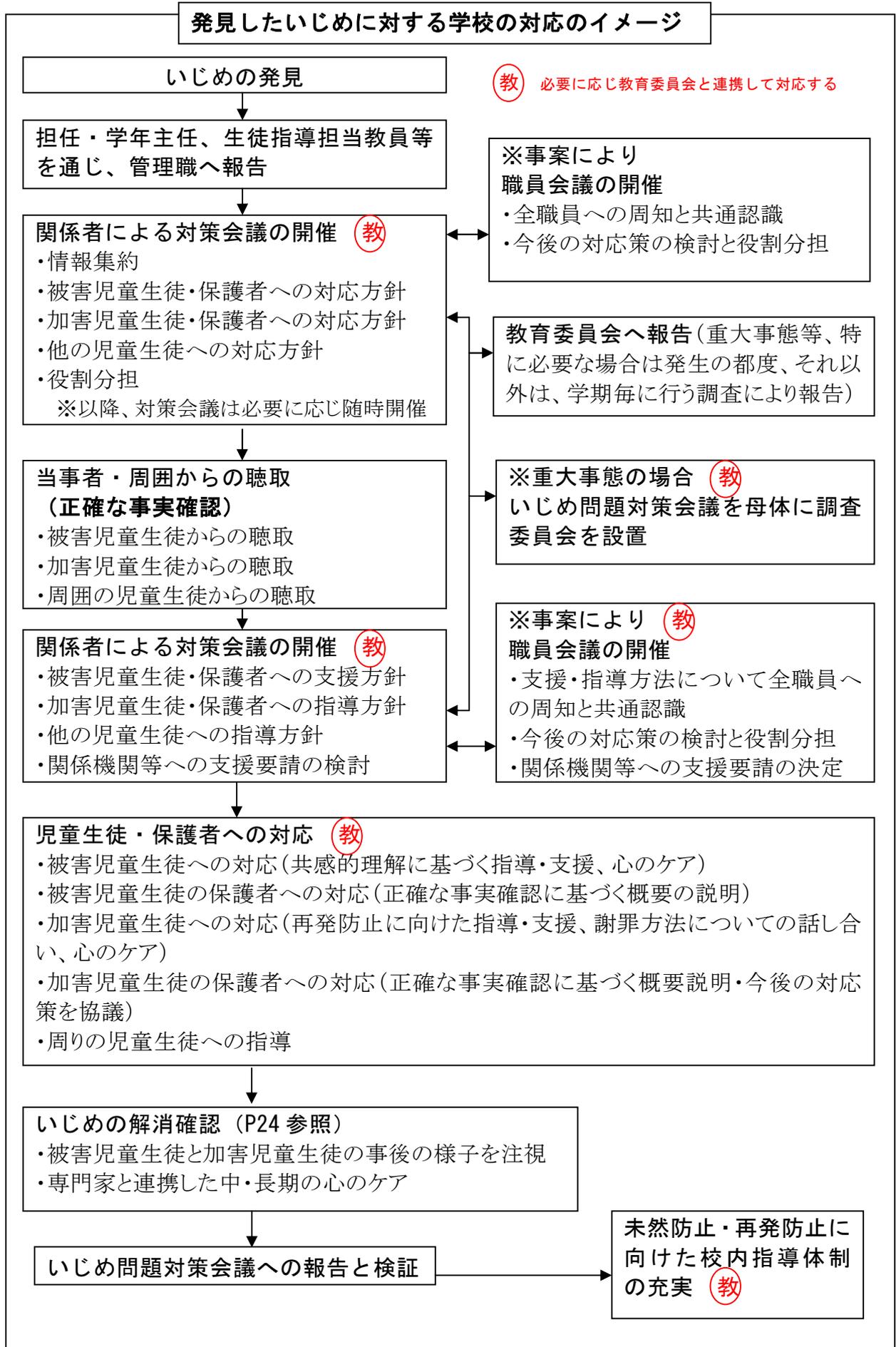
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、各学校いじめ問題対策会議等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ問題対策会議においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。



#### (4) インターネットや携帯電話、通信機能を有するゲーム機器等を利用したいじめへの対応

ネット社会の急速な進展に伴って、インターネット上のいじめ問題もより複雑化、深刻化しており、特に本人の意図とは違う安易な気持ちで掲載したことから、簡単に加害者になってしまうことも大きな問題である。また、インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得る。そのため、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが重要である。

##### ■ 未然防止

インターネット上のいじめによるトラブルの未然防止を図るため、インターネット上のいじめの実態や手口、加害や被害の状況や対応方法、ネット問題に関する相談窓口の紹介など、ネット問題に関する授業や児童生徒や保護者を対象とした講演会等に積極的に取り組むとともに、利用に関する家庭でのルールづくりを促進する。

家庭でのルールづくりのための共通の指標として、宇部市PTA連合会と宇部市立小・中学校長会及び宇部市教育委員会が共同で作成した「スマホやゲームの約束」の見直し・改善を図りながら、普及を推進する。

##### ■ 早期発見・初期対応

インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他者の個人情報の流出等のネットいじめについては、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた児童生徒からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等をプリントアウト又は写真撮影するなどして記録しておくことが重要である。

##### ■ 関係機関との連携

必要に応じて、地方法務局、ネット問題スーパーバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

##### ■ 被害拡大の防止

いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を確認した上で、掲示板管理者等への削除依頼、コミュニティサイト利用者（児童生徒）への直接指導による削除の徹底・確認等、具体的な対応を行う。速やかに対応し、被害の拡大を最小限に抑える必要がある。

## (5) 教育相談の在り方

いじめられている児童生徒の心のケア、いじめている児童生徒の内省を促す支援等については、教育相談機能の充実が不可欠である。このため、教職員の教育相談に係る資質能力の向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するスクールカウンセラーと連携した個別支援が必要である。

また、保護者の虐待や養育の不十分さ、経済的問題等に起因して、児童生徒がいじめの行為に至ることもあるため、スクールソーシャルワーカーによる保護者等への生活基盤の立て直しに向けた個別支援を積極的に行うことが大切である。

そのため、教職員は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家から、必要に応じ、助言を得ながら、教育相談に対応する。

### ■ いじめられている児童生徒に対する教育相談

いじめられている児童生徒に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。そのことにより、精神的に安定し自信をもつことができるようになる。

より高い専門性が必要な場合は、積極的にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携する。

#### <手順例>

- 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
- 事実関係を把握する。
  - ・ 事実をなかなか話せないことがあるので、形式的、表面的にならないで、共感的に根気強く聞き出す努力をする。
  - ・ 心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
  - ・ いじめられている児童生徒と信頼関係のある教職員が対応する。
- いじめに対して、教職員も一緒に取り組み、必ず守り通すという気持ちを伝える。
- 気持ちを安定させ、自信をもたせる。
  - ・ 当該児童生徒のよさを自覚させ、学校生活の中でさらに伸ばしていくように励ます。
  - ・ 学級等、所属する集団の中で、活動の機会と場等を設定し、自己有用感を感じることのできる居場所づくりを促進する。
  - ・ 指示的な対応や否定的・批判的な言葉かけは避ける。
- 当該児童生徒が望む場合には教職員が立ち会い、いじめている児童生徒と話し合う場をもつ。
- 教育相談を継続する。

### ■ いじめている児童生徒に対する教育相談

いじめている児童生徒に対しては、「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切である。

しかし、このような児童生徒は、家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をも

ち、それを弱い者に向けて「いじめ」という形で発散させていることも少なくない。

したがって、一方的に叱責するのではなく、児童生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導が必要である。必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携する。

#### <手順例>

□事実関係の把握をする。

- ・いじめの事実、経緯、心情などを正確に聞く。
- ・いじめている児童生徒の心情に寄り添いながら、聞き取り等を行う。
- ・いじめに加わっていた児童生徒が複数の時には、同時に複数の教職員が分担して組織的に対応する。

□いじめの行為の重大性に気付かせる。「説得より納得」が重要である。

- ・いじめている児童生徒は、いじめられている児童生徒の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気づいていないことが多い。いじめられている児童生徒に与えた苦しみや痛みがいかに大きいかということに気付かせる。
- ・児童生徒の心身の成長の過程に即し、保護者とともに謝罪するなど、自分で責任ある行動をとるように指導する。

□自己指導能力を育む。

- ・児童生徒との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、自分でどのように解決するか、今後どのような心構えで生活していくのかなど具体的に考えさせる。
- ・表面的には解決したように見えても、いじめが潜在化して、再発する場合もあるため、内省を促すよう、しっかりと寄り添いながら対応する。

□好ましい人間関係の在り方について指導する。

□教育相談を継続する。

## (6) 保護者との連携

### ■ いじめられている児童生徒の保護者への対応

- ・速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。教職員と保護者が児童生徒のために一緒に考え、児童生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- ・いじめを受けている児童生徒の保護者の、心情を理解した対応が不可欠である。
- ・いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報等を丁寧に提供していくことが重要である。
- ・「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめられている児童生徒の人権を護り、いじめている児童生徒に対して、毅然とし

た姿勢で臨むことを明確にする。

- ・ 保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめ問題解決に対する学校の指導の在り方について理解と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、いじめの情報が漏れないよう、徹底した情報管理をする。
- ・ いじめられている児童生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し、適切に対応する。
- ・ 保護者によっては、事態を軽視したり、かえってわが子を叱責したりする場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心掛ける。
- ・ いじめの解決には、長期にわたる継続的指導が必要な場合もある。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図る。
- ・ 積極的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する。
- ・ 必要に応じて、相談機関等の専門機関を紹介する。

#### ■ いじめている児童生徒の保護者への対応

- ・ 正確な事実関係を確認することを心掛け、憶測は避ける。
- ・ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、児童生徒のよりよい成長、いじめが人権に関わる重大な問題であることへの理解を得る。
- ・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ いじめられている児童生徒及び保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・ いじめている児童生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめている立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- ・ 保護者も苦慮しているという認識をもち、児童生徒のよりよい成長のために、今後の当該児童生徒への指導・支援の在り方を共に考える。
- ・ 積極的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携する。特にいじめている児童生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、スクールソーシャルワーカー、人権擁護委員、少年安全サポーター等と連携した支援を積極的に検討する。

#### ■ いじめ問題についての保護者会での留意点

- ・ 開催にあたっては、いじめられている児童生徒・保護者の心情に寄り添い、可能な限り意向を尊重する。
- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ いじめている児童生徒・保護者の個人の責任を問う場にならないよう配慮する。

- 解決のために、学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞き、意見に対しては、誠意を持って対応する。
- プライバシーの保護には十分留意する。

## (7) 地域・関係機関との連携

### ■ 学校と地域との連携

- 日頃からPTA等といじめ問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会等の取組を進めたりするなど、開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を求める。
- 地域住民からいじめに関する情報を入手したときは、迅速に事実関係を確認し、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を報告する。また、情報源については、秘密を厳守する。
- 情報の取扱いについては、慎重に行う。
- 地域との連携に努めながらも、具体的ないじめへの対応については、あくまでも学校としての主体性を保つ。

### ■ 学校と関係機関との連携

- いじめの早期解決のため、関係機関等との積極的な連携・協力を行う必要がある。

学校安心支援室、やまぐち総合教育支援センター、市健康福祉部、校区ふれあい運動推進員会、児童相談所、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター 等

- 学校の主体性を保ちつつ、所轄警察署と連携して対応することも必要である。特に、いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、少年安全サポーターや所轄警察署等に情報提供し、対応する。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

## 4 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

### (1) 重大事態の判断について

いじめが重大事態であるかどうかの判断等については、法第28条及び国の基本方針（重大事態の意味について）に基づいて行うこととする。

#### いじめ防止対策推進法

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 国のいじめの防止等に関する基本的な方針

##### 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ◇ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ◇ 身体に重大な障害を負った場合
- ◇ 金品等に重大な被害を被った場合
- ◇ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## (2) 重大事態への対応

### ■ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、各小・中学校は教育委員会を通じて、市長へ報告しなければならない。

### ■ いじめられている児童生徒への対応

いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめられている児童生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、児童生徒への最善の方法を検討することが必要である。

- ・ 緊急避難としての欠席
- ・ 就学学校の指定変更や区域外就学
- ・ 学級替え等

### ■ いじめている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒を守るため、毅然とした厳しい対応が求められる。その際には、保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導していくことが求められる。

- ・ 個別指導の実施等
- ・ 出席停止措置

なお、こうした措置を講ずることについては、事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応していくことが大切である。また、適切に関係機関との連携を図る必要がある。その際、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する必要がある。

## (3) 調査委員会の設置

学校において重大事態が発生した場合には、速やかに全容解明に向けた調査を行うこととする。調査に当たっては、「いじめ問題対策会議」の枠組みを活用し、教育委員会と緊密に連携し、必要に応じて、警察、児童相談所、その他の関係機関をメンバーに加え、調査委員会を設置して行う。

学校にとって不都合な事実があったとしても、真摯に向き合い、適切に当該児童生徒・保護者等に事実を提供することとする。

学校だけでは対応困難な重大事態が発生した場合は、弁護士、医師、臨床心理士、その他の関係者等から構成される宇部市いじめ問題調査委員会により、中立的な立場から調査を行うこととする。

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものである。

なお、平成29年3月に文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿った対応を原則とする。

#### **(4) 自殺の背景調査について**

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していくことが重要である。

遺族がより詳しい調査を望む場合、学校又は教育委員会は、必要に応じて、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置し、対応することとする。その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施することが望ましい。

#### **(5) 再調査について**

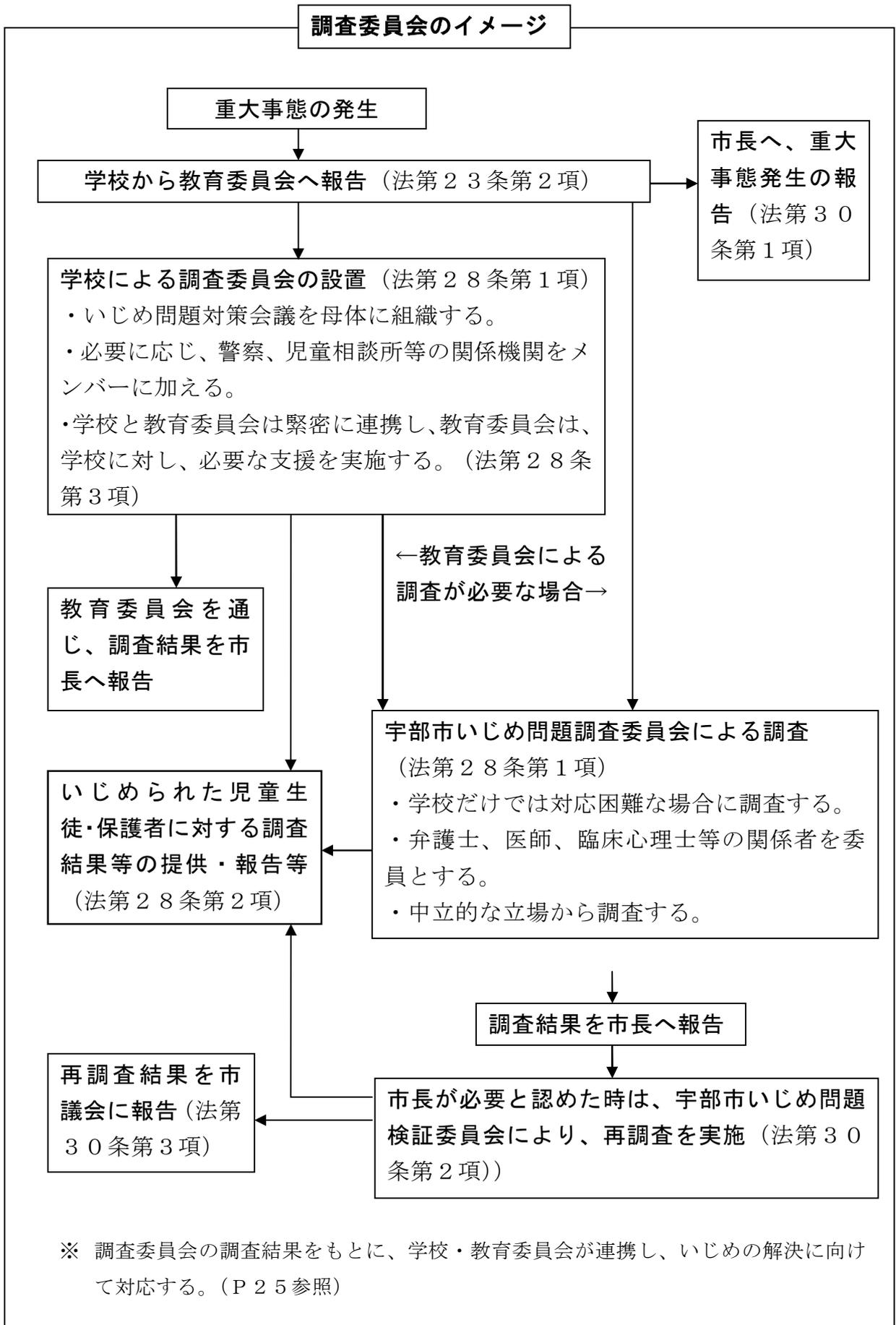
市長は、宇部市いじめ問題調査委員会による調査結果の報告を受けた場合、当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときには、弁護士、医師、臨床心理士、その他の関係者等から構成される宇部市いじめ問題検証委員会により、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うこととする。

また、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、その権限及び責任において、当該再調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

#### **(6) 留意すべき事項**

専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料を提供するとともに、アンケート調査や児童生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合うことが重要である。

なお、重大事態が起こった場合は、いじめられた児童生徒はもとより、関係のあった児童生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。児童生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努めていかなければならない。



#### 第4 その他

市は、国・県の基本方針の見直しがあったとき、あるいは、教育委員会が見直しの必要があると認めるときは、「宇部市いじめ防止基本方針」をより実効性のあるものとなるように見直しを行うものとする。

※資料

#### いじめ防止等に関する主な組織一覧 1

組織名	宇部市いじめ問題連絡協議会	〇〇〇学校 いじめ問題対策会議
設置者	教育委員会	学校
法令等	いじめ防止対策推進法 第14条第1項 宇部市いじめ問題連絡協議会要綱	いじめ防止対策推進法第22条
役割	宇部市立の小・中学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）に関する関係機関・団体の連絡調整	学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう改善を図る
組織	<b>【委員】</b> 法務局、警察署、児童相談所、臨床心理士会、社会福祉士会、医師会、PTA連合会、校区ふれあい運動推進委員会 連絡協議会、 中学校長会、小学校長会、市長部局関係課	<b>【構成員】</b> リーダー：校長 サブリーダー：教頭 教職員 生徒指導担当教員 教育相談担当教員、養護教諭、その他、学校が必要と認める教職員（教務主任、学年主任等） 心理や福祉の専門家 スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー 保護者や地域住民の代表 学校運営協議会委員（保護者代表、地域住民代表）、 その他、学校が必要と認める関係者（主任児童委員等）
備考		

いじめ防止等に関する主な組織一覧 2

組織名	宇部市いじめ問題調査委員会	宇部市いじめ問題検証委員会
設置者	教育委員会 (教育委員会の附属機関)	市長 (市長の附属機関)
法令等	いじめ防止対策推進法 第28条第1項 宇部市いじめ問題調査委員会条例	いじめ防止対策推進法 第30条第2項 宇部市いじめ問題検証委員会条例
役割	宇部市立の小・中学校において発生した重大事態に係る事実関係や、当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するために必要と認める事項について調査審議	いじめ問題調査委員会による調査結果について、市長が再調査が必要と認めた場合に、その調査結果について再調査
組織	<p>【任期】 2年</p> <p>【任命権者】 教育委員会</p> <p>【委員】 弁護士、医師、臨床心理士、 社会福祉士、 教育分野に詳しい大学教員等の 学識経験者</p> <p>【開催】 重大事態が発生した場合に開催</p>	<p>【任期】 再調査に必要な期間（再調査が必要となった時に委嘱）</p> <p>【任命権者】 市長</p> <p>【委員】 弁護士、医師、臨床心理士、 社会福祉士、 教育分野に詳しい大学教員等の 学識経験者</p> <p>【開催】 再調査が必要となった場合に 開催</p>
備考	○調査後の対応 教育委員会を通じて調査結果を市長へ報告	○再調査後の対応 議会へ再調査の結果を報告

## 宇部市いじめ防止基本方針

発行日 平成26年(2014年)3月  
平成29年(2017年)10月改訂

発行 宇部市教育委員会

編集 宇部市教育委員会事務局学校安心支援室  
〒755-0027 宇部市港町一丁目11番30号  
TEL(0836)34-8630/FAX(0836)22-6071